

平成30年度鯖江広域衛生施設組合人事行政の運営等の状況の公表

1 職員の任免および職員数の状況

(1) 職員の採用と退職の状況

(単位：人)

職 種	平成 29 年度		平成 30 年度	
	採用者数	退職者数	採用者数	退職者数
一般行政職	0	0	1	1
現業職	0	0	0	0
合計	0	0	1	1

(2) 部門別職員数の状況

各年度4月1日現在の部門別職員数の状況は、次の表のとおりです。

(単位：人)

部門	職員数		対前年 増減数	主な増減理由
	H30	H31		
総務	3	3	0	
衛生	4	3	△1	退職者不補充
合計	7	6	△1	

2 職員の人事評価の状況

地方公務員法第40条第1項の規定に基づき、職員の勤務の業績や職務に関連する能力、態度等を公平かつ統一的に把握し、人事管理ならびに職員の能力開発、人材育成および活用を図ることを目的として、以前からの勤務評価制度を見直し、平成18年10月1日から新人事評価制度を実施してきました。

平成26年5月14日公布の改正地方公務員法により、平成28年4月1日から人事評価の実施および人事評価を任用、給与、分限その他の人事管理の基礎として活用することが義務付けられ、分限事由の一つとして「人事評価または勤務の状況を示す事実を照らして勤務実績が良くない場合」は、降任、または免職できると明確化されました。(同法第28条)

地方公務員法の改正を踏まえ、鯖江広域衛生施設組合におきましても、人事評価結果を分限処分(降任・免職)の契機として活用することとしています。

3 職員の給与の状況

(1) 人件費の状況（一般会計決算）

平成30年度の一般会計決算における人件費の状況は、次の表のとおりです。

区 分	住民基本台帳人口 (H31. 3. 31 現在)	歳出決算額 (A)	実質収支	人件費 (B)	人件費率 (B/A)
平成30年度	人 104,148	千円 1,329,843	千円 448	千円 64,160	% 4.8

(注) 住民基本台帳人口は、構成市町（福井市（旧丹生郡清水町・越廼村）、鯖江市、池田町、越前町）の人口をいいます。

(注) 人件費には、職員給与費のほか、議員報酬、退職手当負担金、地方公務員共済組合等負担金などを含みます。

(2) 職員給与費の状況（一般会計決算）

平成30年度の一般会計決算における職員給与費の状況は、次の表のとおりです。

区 分	職員数 (A)	給与費				1人当たり (B/A)
		給 料	職員手当	期末・勤勉 手当	計 (B)	
平成30年度	人 7	千円 29,049	千円 4,578	千円 11,757	千円 45,384	千円 6,483

(注1) 職員手当には退職手当を含みません。

(注2) 職員数は、平成31年3月31日現在の人数です。

(3) 職員の平均給料月額および平均年齢の状況

平成31年4月1日現在における職員の平均給料月額および平均年齢の状況は、次の表のとおりです。

平均給料月額	平均年齢
370,733 円	50 歳 0 月

(4) 職員の初任給の状況

平成31年4月1日現在における職員の初任給の状況は、次の表のとおりです。

区 分	鯖江広域衛生施設組合	国
大学卒	180,700 円	180,700 円
高校卒	148,600 円	148,600 円

(5) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額状況

平成31年4月1日現在における職員の経験年数別・学歴別平均給料月額状況は、次の表のとおりです。

区 分	10年	20年	25年	30年
大学卒	—	—	—	—
高校卒	—	—	—	—

(注) 該当職員が3人以下の区分については、記載していません。

(6) 一般行政職の級別職員数の状況

平成31年4月1日現在における行政職給料表適用職員の級別職員数の状況は、次の表のとおりです。

区 分	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	
代表的な職名	主事技師	主事技師	主任主査	課長補佐主任	参事課長補佐	課長	次長	局長	計
職員数	0人	0人	1人	2人	1人	1人	0人	1人	6人
構成比	0.0%	0.0%	16.7%	33.2%	16.7%	16.7%	0.0%	16.7%	100%

(7) 職員手当の状況

平成31年4月1日現在における主な職員手当の状況は、次の表のとおりです。

① 扶養手当等

扶養手当	区 分	鯖江広域衛生施設組合	国
	配偶者	月額 6,500 円	月額 6,500 円
	子	月額 10,000 円	月額 10,000 円
	父母等	月額 6,500 円	月額 6,500 円
	扶養親族のうち16歳に達する年度初めから22歳に達する年度末までの子1人につき	月額 5,000 円を加算	月額 5,000 円を加算

住居手当	区 分	鯖江広域衛生施設組合	国	
	借家の場合	家賃 55,000 円以上	月額 27,000 円	月額 27,000 円
		家賃 23,000 円を超え 55,000 円未満	(家賃額 - 23,000 円) × 1/2 + 11,000 円	(家賃額 - 23,000 円) × 1/2 + 11,000 円
		家賃 23,000 円以下	家賃額 - 12,000 円	家賃額 - 12,000 円

	区 分		鯖江広域衛生施設組合	国
	通勤手当	電車・バスを利用する場合	最高支給限度額 55,000 円	運賃相当額
乗用車等を使用する場合		2 k m以上 5 k m未満	月額 2,000 円	月額 2,000 円
		5 k m以上 10 k m未満	月額 4,200 円	月額 4,200 円
		10 k m以上 15 k m未満	月額 7,100 円	月額 7,100 円
		15 k m以上 20 k m未満	月額 10,000 円	月額 10,000 円
		20 k m以上 25 k m未満	月額 12,900 円	月額 12,900 円
		25 k m以上 30 k m未満	月額 15,800 円	月額 15,800 円
		30 k m以上 35 k m未満	月額 18,700 円	月額 18,700 円
		35 k m以上 40 k m未満	月額 21,600 円	月額 21,600 円
		40 k m以上 45 k m未満	月額 24,400 円	月額 24,400 円
		45 k m以上 50 k m未満	月額 26,200 円	月額 26,200 円
		50 k m以上 55 k m未満	月額 28,000 円	月額 28,000 円
		55 k m以上 60 k m未満	月額 29,800 円	月額 29,800 円
		60 k m以上	月額 31,600 円	月額 31,600 円

② 管理職手当

職	職務の級	月 額
局 長	8 級	75,000 円
次 長	7 級	65,000 円
課 長	6 級	58,000 円
参 事	5 級	45,000 円

③ 期末・勤勉手当（平成30年度支給割合）

区 分	鯖江広域衛生施設組合			国		
	期末手当	勤勉手当	計	期末手当	勤勉手当	計
6 月期	1.225 月	0.900 月	2.125 月	1.225 月	0.900 月	2.125 月
12 月期	1.375 月	0.950 月	2.325 月	1.375 月	0.950 月	2.325 月
計	2.600 月	1.850 月	4.450 月	2.600 月	1.850 月	4.450 月
加算措置 の状況	職制上の段階、職務の級等により 加算措置があります。			職制上の段階、職務の級等により 加算措置が有ります。		

④ 退職手当

区 分	鯖江広域衛生施設組合		国	
	自己都合	勸奨・定年	自己都合	勸奨・定年
勤続 20 年	19.6695 月分	24.586875 月分	19.6695 月分	24.586875 月分
勤続 25 年	28.0395 月分	33.27075 月分	28.0395 月分	33.27075 月分
勤続 35 年	39.7575 月分	47.709 月分	39.7575 月分	47.709 月分
最高限度額	47.709 月分	47.709 月分	47.709 月分	47.709 月分
その他加算	定年前早期退職特例措置 (2%～20%加算)		定年前早期退職特例措置 (2%～45%加算)	

⑤ 特殊勤務手当

特殊勤務手当とは、著しく危険、不快、不健康または困難な勤務その他著しく特殊な勤務に支給する手当で、廃棄物の処理業務に従事する職員に支給します。

平成30年度の特殊勤務手当の状況は、次の表のとおりです。

業 務	支給要件	金 額	総支給額
し尿、ごみまたは汚泥処理に関する業務	3 時間以上	日額 500 円	0 円
ばく露防止保護具または有害ガスもしくは酸欠防止保護具を着用して行う業務	指定なし	日額 500 円	15,500 円

⑥ 時間外勤務手当

平成30年度における時間外勤務手当の状況は、次の表のとおりです。

区 分	支 給 額	職員 1 人当たりの平均支給年額
平成 30 年度	1,630 千円	326 千円

(8) 特別職の報酬の状況

平成31年4月1日現在における特別職の報酬の状況は、次の表のとおりです。

区 分	議 長	副議長	議 員
報 酬	20,000 円	18,000 円	16,000 円

4 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

(1) 勤務時間の状況

平成31年4月1日現在における職員の勤務時間は、原則として次の表のとおりです。

勤務時間	休憩時間
8時30分～17時15分	12時00分～13時00分

(注) 公務の運営上の事情により特別の形態によって勤務する必要がある職員は、上記以外の勤務時間の割振りによります。

(2) 休暇等の概要

平成30年度の職員の休暇制度および休業制度の概要は、次の表のとおりです。

区 分	内 容	平成30年度の 取得状況
休 暇	年次休暇 労働基準法第39条の規定に基づき与えられる有給による休暇であり、1年につき最高20日間付与され、前年からの繰越分を含めると最高40日間となります。	平均取得日数 8.90日 (平成30年)
	病気休暇 負傷または疾病のために勤務することができない職員に対し、医師の証明等に基づき、最小限度必要と認められる期間、その治療に専念させる目的で設けられた有給の休暇です。	取得者数0人
	特別休暇 結婚、出産その他特別の事由により、職員が勤務しないことが相当である場合に認められる有給の休暇です。	取得者数0人
	介護休暇 配偶者、子、職員または配偶者の父母などの親族で、負傷、疾病または老齢により2週間以上にわたり日常生活を営むのに支障がある者の介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合における無給の休暇です。	取得者数0人
育児休業	3歳に満たない子を養育するため、子が3歳に達する日までの期間を限度として、職務に従事しないことを可能とする制度です。育児休業をしている期間については、給与は支給されません。	取得者数0人

(注) 年次休暇は、年単位で与えられるため、平成30年1月1日から12月31日までです。

5 職員の分限および懲戒処分の状況

(1) 分限処分の状況

分限処分は、公務効率の維持及び公務の適切な運営の確保を目的とし、職員が心身の故障などによりその職責を十分に果たすことが期待しえない場合に、職員の意に反する不利益な身分上の変動をもたらす処分のことです。

分限処分には、給料を号給の低い額に決定する「降給」、職を保有しつつ一定期間職務に従事させない「休職」、現在の職務より低い職務に任命する「降任」および実績不良、心身の故障による職務遂行への支障や職制・定数の改廃等により職員としての身分を失わせる「免職」の4種類があります。

平成30年度の分限処分の状況は、次の表のとおりです。

処分の内容	降給	休職	降任	免職
処分者数	0人	0人	0人	0人

(2) 懲戒処分の状況

懲戒処分は、職員の道義的責任の追及による服務規律及び秩序の維持を目的とし、職務上の義務違反など公務員としてふさわしくない非行に対して行う制裁措置のことです。

懲戒処分には、軽い順から、義務違反の責任を確認し、書面等で戒める「戒告」、給料を一定期間減額して支給する「減給」、懲罰として一定期間職務に従事させない「停職」および職員の身分を失わせる「免職」の4種類あります。

平成30年度の懲戒処分の状況は、次の表のとおりです。

処分の内容	戒告	減給	停職	免職
処分者数	0人	0人	0人	0人

6 職員のサービスの状況

職員のサービスについては、その根本基準として、「すべて職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、かつ、職務の遂行に当っては、全力を挙げてこれに専念しなければならない。」とされています。(地方公務員法(以下「法」という。)第30条)

さらに、次に掲げる義務、禁止および制限事項が定められています。

- (1) 法令等及び上司の職務上の命令に従う義務(法第32条)
- (2) 信用失墜行為の禁止(法第33条)
- (3) 秘密を守る義務(法第34条)
- (4) 職務に専念する義務(法第35条)
- (5) 政治的行為の制限(法第36条)
- (6) 争議行為等の禁止(法第37条)
- (7) 営利企業等の従事制限(法第38条)

鯖江広域衛生施設組合においては、選挙前・年末年始等の機会をとらえて、書面の回覧により職員に周知徹底を図っています。

7 職員の退職管理の状況

再就職者（法第38条の2第1項に規定する再就職者をいう。以下同じ。）が現職員に対し、職務上の行為をするように、またはしないように要求し、または依頼すること（＝働きかけ）については、離職後も現職員に対して、在職時のサービスに関連して一定の影響力を有する再就職者が、その影響力を行使することにより、職務の公正な執行および公務に対する住民の信頼を損ねるおそれがあることから、働きかけの規制を目的に鯖江広域衛生施設組合職員の退職管理に関する規則（平成28年12月1日施行）を制定しています。

8 職員の研修の状況

（1）研修の状況

職員には、その勤務能率の発揮および増進のために、研修を受ける機会が与えられなければならないとされています。（法第39条）

平成30年度の職員の研修の状況は、次の表のとおりです。

研 修 名	研修期間(日)	受講者数(人)
市町職員新規採用職員研修（前期）	4	1
市町職員新規採用職員研修（中期）	2	1
市町職員新規採用職員研修（後期）	3	1
市町職員ステップ4研修（40歳）	2	1
市町職員課長補佐級研修	2	1
地方公会計と財務諸表の作り方・読み方研修	2	1
廃棄物行政担当者研修会	2	1
廃棄物処理施設積算要領研修会	1	1

9 職員の福祉及び利益の保護の状況

（1）福利厚生制度の概要

職員の共済制度は、法第43条に基づいて定められた地方公務員等共済組合法によって具体的に定められています。

共済制度を運用し、実施する主体は福井県市町村職員共済組合です。

鯖江広域衛生施設組合においては、職員の健康状況を把握し、生活習慣病などの健康障害を早期に発見するため、福井県市町村職員共済組合や構成市の鯖江市が法第42条の規定に基づき設置した職員互助組織「鯖江市職員共済会」の協力を得ながら、労働安全衛生法に基づく定期健康診断や人間ドックのほか、メンタル不調の発生を未然に防ぐためのストレスチェック等の健康管理事業を実施しています。

(2) 公務災害補償制度の状況

職員の公務上の災害に対する補償は、地方公務員災害補償基金福井県支部に加入し、実施しています。

平成30年度は、公務上の怪我による災害が1件ありました。

10 公平委員会の業務の状況

(1) 公平委員会の概要

公平委員会は、地方公務員法第7条第3項の規定により設置されており、その処理する主な事務は次のとおりで、鯖江広域衛生施設組合では公平委員会の事務を福井県に委託しています。

- ① 職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する措置の要求を審査し、判定し、必要な措置を執ること。
- ② 職員に対する不利益な処分についての不服申立てに対する採決又は決定をすること。

(2) 業務の状況

委託先の福井県から報告を受けた平成30年度の公平委員会の業務の状況は、次のとおりです。

業務の種別	件数
勤務状況に関する措置の要求の状況	0件
不利益処分に関する不服申立ての状況	0件